

不正競争防止法等の一部を改正する法律【不競法等】の概要

1. 背景

○第四次産業革命の下、IoTやAIなどの情報技術の革新が進み、企業の競争力は、データやその活用に移り変わりつつある。こうした中、ビッグデータ等と産業とのつながりにより新たな付加価値が創出される産業社会（コネクテッド・インダストリーズ）への対応が、我が国産業の喫緊の課題となっている。

○このため、データを安心・安全に利活用できる事業環境の整備や、知的財産や標準においてビッグデータ等の情報技術に対応した制度の導入が必要である。

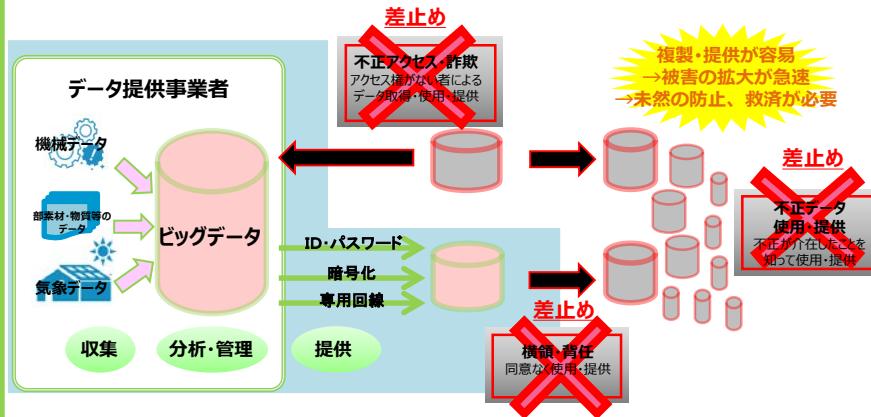
2. 法律の概要

ビッグデータ等のデータの不正取得・使用等に対する差止めの創設、JISの対象へのデータ、サービス等の追加、中小企業の特許料等の一律半減等の措置を講ずる。

3. 措置事項の概要

（1）データの不正取得等に対する差止めの創設等

○ID・パスワード等の管理を施した上で事業として提供されるデータの不正取得・使用等を新たに不正競争行為に位置づけ、これに対する差止請求権等の民事上の救済措置を設ける。【不正競争防止法】



<対象となるデータの例>

- 自動走行車両向けに提供する三次元地図データ
- POSシステムで収集した商品毎の売上データ
- 化学物質等の素材の技術情報を要約したデータ
- 船主、オペレーター、造船所、機器メーカー等の関連企業がそれぞれ収集し、共有している船舶運行データ

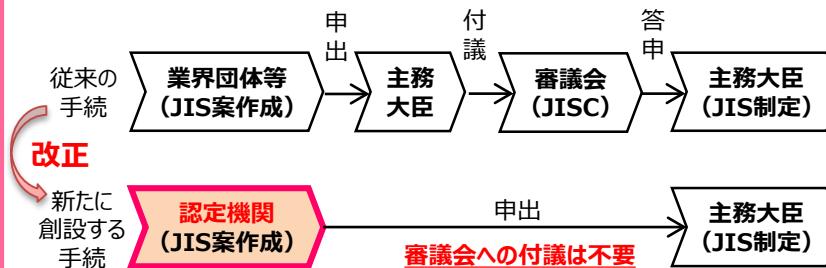
○暗号等の技術的制限手段の効果を妨げる「プロテクト破り」を可能とする機器の提供等だけでなく、役務の提供等も不正競争行為に追加する。【不正競争防止法】

（2）JISの対象へのデータ、サービス等の追加等

○標準化の対象にデータ、サービス等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に改める。【工業標準化法】



○JISの制定手続について、専門知識等を有する民間機関を認定し、その機関が作成したJIS案について審議会への付議を不要とする。【工業標準化法】



○認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げる(現行は自然人と同額の上限100万円)。【工業標準化法】

（3）中小企業の特許料等の半減等

○これまで一部の中小企業が対象だった特許料等の半減措置を、全ての中小企業に拡充する。【特許法、国際出願法】

現行	改正後
【対象】 赤字企業、研究開発型企業など 個別法で対象が限定 (制度を利用する中小企業は 全体の1/3程度の利用にとどまる。)	全ての中小企業
【手続】 煩雑 (証明書類の作成・提出)	簡素化 (証明書類不要)
【料金（国内出願）】 ※10年間権利を維持する平均的なケース 約40万円（軽減前）	約20万円
【料金（国際出願）】 ※特許庁及びWIPOに支払う国際出願関連手数料 約20万円（軽減前）	約10万円
※特許特会を収支相償とするため、全ユーザーを対象に、減収見込み額見合いの料金の引上げを行う予定。	

○書類提出命令に際して、裁判所が証拠書類の必要性を非公開手続（インカメラ）で判断できるようにするとともに、第三者の技術専門家が当該手続に関与できるようにする。【特許法、商標法等】

○弁理士が、その名称と責務の下で、データの利活用や企業等による規格（JIS等）の案の作成に関して知財の観点から支援する業務を行えるようにする。【弁理士法】

特許法等改正の概要

- 経済や雇用を支える中小企業が知財を戦略的に活用しやすい環境を整備する。
- 知財紛争をより適正かつ迅速に解決するための制度を整備する。

【1】中小企業による知財活用の促進

(1) 中小企業の特許料等を一律半減

	現行	改正後
【対象】	赤字企業、研究開発型企業など 個別法で対象が限定 (制度を利用する中小企業は 全体の1/3程度の利用にとどまる。)	全ての中小企業
【手続】	煩雑 (証明書類の作成・提出) <small>※10年間権利を維持する平均的なケース</small>	簡素化 (<u>証明書類不要</u>)
【料金 (国内出願)】	約40万円 (軽減前) <small>※特許庁及びWIPOに支払う国際出願関連手数料</small>	約20万円
【料金 (国際出願)】	約20万円 (軽減前)	約10万円

※特許特会を取支相償とするため、全ユーザーを対象に、減収見込み額見合いの料金引上げを行う予定。

(2) 弁理士の業務に「標準化」「データ利活用」関連を追加

- 当該業務を弁理士法上の秘密保持等の義務の対象とする。

(3) 新規性喪失の例外期間(グレース・ピリオド)を延長(6か月→1年)

- 研究者等が出願前に論文発表等を行った場合の救済措置を拡充する。

【2】知財紛争処理手続の拡充

(1) 証拠収集手続を強化

- 裁判所が書類提出命令を出すに際して、**非公開 (インカメラ)** で書類の必要性を判断できるようにする。
- 上記手続に**中立の技術専門家 (専門委員)** が関与できるようにする。

(2) 判定における営業秘密を保護

- 「判定」※制度の関係書類に**営業秘密の記載がある場合、その閲覧を制限する。**

※「判定」とは、製品が他者の特許権を侵害しているか否か、特許庁が参考意見を示すもの。

【3】手続の簡素化等によるユーザーの利便性向上

(1) クレジットカードによる特許料等納付 (印紙や口座振替に加え、特許料等のクレジットカード払いを認める)

(2) 意匠の優先権書類のオンライン交換制度の導入 (最初に意匠出願した国への出願日を、その後に出願した他の国でも出願日とすることができる制度 (パリ条約による優先権制度) について、必要書類のオンラインでのやり取りを認める。)

(3) その他 商標出願手続の適正化